

<h1>兵庫県公報</h1> <p>平成19年11月20日 号 外</p>	<p>発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>
目 次		
規 則		
○造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（林務課）	ページ	1
告 示		
○造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部改正（同）	2	
公布された法令のあらまし		
<p>○造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第72号）</p> <p>国の森林環境保全整備事業実施要綱の一部改正により、流域公益保全林整備事業及び流域循環資源林整備事業が流域育成林整備事業として再編されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。</p>		
規 則		
<p>造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成19年11月20日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 井 戸 敏 三</p>		
<p>兵庫県規則第72号</p> <p>造林事業補助金交付規則の一部を改正する規則</p> <p>造林事業補助金交付規則（昭和48年兵庫県規則第82号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第11条第2項中「次に掲げる」を「必要な」に改め、同項各号及び同条第3項を削る。</p> <p>第12条中「補助事業者」を「前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）」に改める。</p> <p>別表流域公益保全林整備事業の項中「流域公益保全林整備事業」を「流域育成林整備事業」に、「水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進」を「育成林の整備の推進」に改め、同表流域循環資源林整備事業の項を削る。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の造林事業補助金交付規則の規定は、平成19年度の造林事業に係る補助金から適用する。</p>		

告 示

兵庫県告示第1188号の2

造林事業補助金交付要綱（平成14年兵庫県告示第1442号）の一部を次のように改正する。

平成19年11月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

第2の1を次のように改める。

第2 規則別表の知事が定めるものは、次のとおりとする。

1 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業（以下「公的森林整備推進事業等」という。）

第2の1の(1)のアの(ア)を次のように改める。

(ア) 整理伐

天然林の質的・構造的な改善を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道または作業路（造林用資材及び労務の搬入等の作業のため一時的に設置する簡易な施設をいい、作業道とは主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいい、作業路とは主に高性能林業機械等の林業機械が通行可能な簡易な施設をいう。以下「作業道等」という。）の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のアの(イ)を次のように改める。

(イ) 人工造林

森林の造成を目的として行う伐採前特殊地ごしらえ、地ごしらえ、植付け、は種、施肥、特殊地ごしらえ造林における前生樹の伐倒・除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のアの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 単層林改良

優良な育成单層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植付け）又はは種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木のとうた、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のアの(エ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

III～VII齢級の人工林（広葉樹林についてはIII～XII齢級）で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

ただし、VII齢級の人工林（広葉樹林を除く）については、森林法（昭和26年法律第249号（以下「森林法」という。））第5条に基づき、知事が樹立する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に發揮すべきものと定められている森林に限る。

第2の1の(1)のアの(エ)のeを次のように改める。

e 特定高齢級間伐

要整備森林に指定されているVII齢級以上の森林について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰とする。ただし、過去VI～IX齢級の期間において間伐を実施していない森林であって、かつ、下層植生が消失した森林、形狀比が90以上の森林等、公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限ることとし、不良木の淘汰に必要な機材・労務を搬入するために作業道等の開設及び改良が必要な場合、最低限の構造・規格の作業道等の開設及び改良を対象とする。

第2の1の(1)のアの(エ)のfを次のように改める。

f 枝打ち

III～VI齢級の人工林において次の目的に応じて行う林木の枝葉の一部の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のアの(オ)のcを次のように改める。

c 除・間伐

不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)のアの(オ)のdを次のように改める。

d 特定高齢級間伐

要整備森林に指定されている森林について、1施行地につき1回限り行う不良木の淘汰とする。ただし、過去VI～IX齢級の期間において間伐を実施していない森林であって、かつ、下層植生が消失した森林、形狀比が90以上の森林等、公益的機能確保上緊急に間伐を実施する必要があるものに限ることとし、不良

木の淘汰に必要な機材・労務を搬入するために作業道等の開設及び改良が必要な場合、最低限の構造・規格の作業道等の開設及び改良を対象とする。

第2の1の(i)のアの(力)を次のように改める。

(力) 育成単層林作業道

育成単層林を造成・整備するため長期間継続して使用される作業道（以下「育成単層林作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のイの(イ)を次のように改める。

(イ) 人工林整理伐

天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的として、X齢級～XⅡ齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積）並びに作業道等の開設及び改良とする。ただし、森林施業において、抜き伐りによって針広混交林・広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。

なお、抜き伐りを行う場合に、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50パーセント以下とし、残存木の間隔が樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

また、人工林整備伐は、次に掲げる要件を満たす場合に実施できるものとする。

第2の1の(i)のイの(ウ)のaを次のように改める。

a 抜き伐り

IV～IX齢級の林分のうち下層木の植栽・育成等の障害となる林木及びX齢級以上の林分のうちあれば木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のイの(エ)を次のように改める。

(エ) 樹下植栽等

育成複層林の造成を目的として、上層木がⅢ齢級以上の林分において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又はは種、施肥、不良木のとうた、植付け・は種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のイの(オ)を次のように改める。

(オ) 複層林改良

優良な育成複層林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植付け）又はは種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木のとうた、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のイの(カ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

下層木がⅢ～VII齢級（広葉樹を主体とする場合はⅢ～XⅡ齢級）の林分で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。ただし、VII齢級の下層木（広葉樹を主体とする場合を除く。）については、森林法第5条に基づき、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に發揮すべきものと定められている森林に限る。

第2の1の(i)のイの(キ)のcを次のように改める。

c 除・間伐

不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のイの(ク)を次のように改める。

(ク) 育成複層林作業道

育成複層林を造成・整備するため長期間継続して使用される作業道（以下「育成複層林作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の1の(i)のウ中を次のように(ア)、(イ)に改め、(イ)中に第2の1の(i)のウの(ア)および(イ)をそれぞれa、bに改めて加える。

ウ 機能増進保育

(ア) 長伐期施業における適正な密度管理を目的としてa及びbの要件をすべて満たす森林において実施する。

a 地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能のい

すれかが高い森林とされており、かつ、森林施業計画等において、長伐期施業を実施することが明記されている森林であること。

b 森林法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）以外の区域内にある場合は、施業を実施する市町の民有林について、人工林率が50パーセント以上又は県若しくは地域森林計画区（森林法第5条第1項の森林計画区をいう）平均以上であり、かつ、公益的機能別施業森林のうち複層林施業又は長伐期施業を推進すべきものとされている森林の面積比率が全国平均以上又は県の平均以上の市町であること。（「競争力強化等のための森林整備の推進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1251号林野庁長官通知）の第3の事業実施区域において実施する場合を除く。）

(イ) 次のa又はbの事業とする。

a 抜き伐り等

VII～XII齢級の林分において繰り返し実施する抜き伐り等（不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積及び林木の枝葉の除去）及び作業道等の開設及び改良とする。

b 機能増進保育作業道

長伐期施業を行う林分の造成・整備を行うため長期間継続して使用される作業道（以下「機能増進保育作業道」という。）の開設及び改良とする

第2の1の(1)の工を次のように改める。

工 特定間伐

「緊急間伐推進団地における間伐の実施について」（平成17年3月25日付け16林整整第959号林野庁長官通知）に基づく緊急間伐推進団地において緊急間伐推進協定に基づきVI～IX齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びにこれらと一体的に行う採光のための枝葉の除去並びにこれらに伴う作業道等（長期間継続して使用される作業道（以下「特定間伐作業道」という。）を含む。）の開設及び改良とする。

第2の1の(1)の才の(ア)のaを次のように改める。

a 抜き伐り

長期育成循環施業における適正な密度管理を目的として、X～XVII齢級の人工林において行う支障木の伐倒、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)の才の(イ)を次のように改める。

(イ) 樹下植栽等

上層木がX齢級以上の人工林において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植付け又はは種、施肥、不良木のとうた、植付け・は種に伴って行う地表かき起こし、不用萌芽の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)の才の(ウ)を次のように改める。

(ウ) 長期育成循環改良

上層木がX齢級以上の人工林において行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植付け（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植付け）又はは種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木のとうた、巻枯らし、林木の枝葉の除去並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の1の(1)の才の(カ)を次のように改める。

(カ) 長期育成循環作業道

長期育成循環整備の実施のため長期間継続して使用される作業道（以下「長期育成循環作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の1の(2)のイを次のように改める。

イ 流域育成林整備事業

第2の1の(3)のイを次のように改める。

イ 流域育成林整備事業

第2の1の(4)のイを次のように改める。

イ 流域育成林整備事業のうち森林の整備

第2の2の(1)のイを次のように改める。

イ 共生環境整備

第2の2の(1)のイの(ア)を次のように改める。

(ア) 森林環境教育促進整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、は種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の2の(1)のイの(イ)を次のように改める。

(イ) 森林健康促進整備

医療施設及び健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、は種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の2の(1)のイの(ウ)を次のように改める。

(ウ) 里山林機能強化整備

集落周辺の里山林において、生活環境保全・保健文化等公益的機能の高度発揮を図るための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、は種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積及び林間広場の整備並びに耕作放棄地の林地化に必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、盛土及び土留工等並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の2の(1)のイの(エ)を次のように改める。

(エ) 市民参加型森林整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、は種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の2の(1)のイの(オ)を次のように改める。

(オ) 野生生物共生林整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所(ビオトープ)に適した水辺環境整備並びに原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、は種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の2の(1)のエを次のように改める。

エ 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び長期間継続して使用される作業道(以下森林空間総合整備事業においては、「森林空間作業道」、糸の森整備事業においては「糸の森作業道」という。)の開設及び改良とする。

なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

第2の2の(2)のウを次のように改める。

ウ 市民開放タイプ

森林施業計画の地域住民への開示や市町、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森林整備を実施する事業とする。

区分	森林空間総合整備事業			糸の森整備事業			
	森林環境 教育促進 整備	森林健康 促進整備	里山林機 能強化整 備	市民参加型森林整備		野生生物 共生林整 備	
				行政支援 タイプ	市民主導 タイプ	市民開放 タイプ	
全体計画調査	○	○	○	○			
共生環境整備	○	○	○	○	○	○	○

付帯施設整備	○	○	○	○	○	○	○
林内歩道等整備	○	○	○	○	○	○	○
用地等取得	○	○	○	○			○

第2の3を削する。

第2の4を3に改める。

3 保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業（以下「保全松林緊急保護整備事業等」という。）

第2の4の(i)のアの(エ)のcを次のように改める。

c 倒木起こし

保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業にあってはV齢級以下の人工林、被害地等森林整備事業にあっては第3の3の(i)に規定する指定被害地造林として行う気象災等による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良（被害地等森林整備事業に限る。）とする。ただし、特定森林造成事業にあっては、aの下刈及びdの除・間伐と同一の施行地で行うものに限る。

第2の4の(i)のアの(エ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

Ⅲ～Ⅶ齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積及び作業道等の開設及び改良とする。

ただし、Ⅶ齢級の人工林については、森林法第5条に基づき、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限ることとし、保全松林緊急保護整備事業及び被害地等森林整備事業にあっては、Ⅲ～Ⅵ齢級の人工林で行うものに限る。

第2の4の(i)のアの(オ)のcを次のように改める。

c 除・間伐

不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の4の(i)のアの(カ)を次のように改める。

(カ) 土壤改良

森林の生産力の回復を目的として行う地ごしらえ、植付け（土壤改良木の植付けを含む。）、は種、施肥（石灰及び稻わら等の施用を含む。）及び作業路道等の開設及び改良とする。

第2の4の(i)のアの(キ)を次のように改める。

(キ) 育成单層林作業道

第2の4の(i)のイの(イ)のaを次のように改める。

a 抜き伐り

特定森林造成事業にあってはIV～IX齢級の林分、被害地等森林整備事業にあってはIV～Ⅷ齢級の林分のうちの支障木及び特定森林造成事業にあってはX齢級以上の林分、被害地等森林整備事業にあっては、IX齢級以上の林分のうちのあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らし並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の4の(i)のイの(オ)のcを次のように改める。

c 倒木起こし

下層木がV齢級以下の林分で行う気象災等による倒伏木の倒木起こし並びに作業道等の開設及び改良（被害地等森林整備事業に限る。）とする。ただし、特定森林造成事業にあってはaの下刈及びdの除・間伐と同一の施行地で行うものに限り、被害地等森林整備事業にあっては指定被害地造林として行うものに限る。

第2の4の(i)のイの(オ)のdを次のように改める。

d 除・間伐

特定森林造成事業にあっては下層木がⅢ～Ⅶ齢級の林分、被害地等森林整備事業にあっては下層木がⅢ～Ⅵ齢級の林分で行う不用木の除去、不良木のとうた、搬出集積並びに作業道等の開設及び改良とする。

ただし、Ⅶ齢級の林分については、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。

第2の4の(1)のイの(ク)を次のように改める。

(ク) 育成複層林作業道

第2の4の(1)のウの(ア)を次のように改める。

(ア) 不用木等の除去・処理

松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成、保全を図ることを目的として行う、被害木を含む不用木及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の4の(1)のウの(イ)を次のように改める。

(イ) 衛生伐作業道

松林を健全に育成・保全するため長期間継続して使用される作業道（以下「衛生伐作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の4の(1)の工を次のように改める。

工 機能増進保育

1の(1)のウに準ずる。ただし、第3の3の(4)に規定する森林整備協定造林として行うものに限る。

第2の4の(1)の才を次のように改める。

才 特定林地改良

林木の生長が不良な土地の土壤条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け（土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、は種、施肥（石灰及び稻わらの施用を含む。）並びに作業道等の開設及び改良とする。

なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。

第2の4の(1)の力を次のように改める。

力 特定林地改良作業道

特定林地改良を実施するため長期間継続して使用される作業道（以下「特殊林地改良作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の4の(2)のイの(ウ)次のように改める。

(ウ) 造林未済地緊急造林

森林法第5条第2項第4号の3に定める公益的機能別施業森林区域のうち、伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に、15年以上皆伐しないことについて協定を締結した上で、郷土樹種の植栽、天然更新補助作業等を行う事業とする。

第2の4の(2)のウを次のように改める。

ウ 被害地等森林整備事業

森林被害の復旧等諸々の条件に応じた森林造成等を行う事業とする。

区分	保全松林緊急保護整備事業		特定森林造成事業			被害地等 森林整備 事業
	保全松林健全化整備	松林保護樹林帯造成	特定林地改良	耕作放棄地等森林造成	造林未済地緊急造林	
育成單層林整備	整理伐		○		○	○
	人工造林		○		○	○
	単層林改良		○		○	○
	保育（植栽型）		○		○	○
	保育（天然更新型）		○		○	○
	土壤改良		○			

	育成単層林作業路		○		○		○
育成複層林整備	整理伐		○		○		○
	受光伐				○		○
	樹下植栽等				○		○
	複層林改良		○		○	○	○
	保育（植栽型）				○		○
	保育（天然更新型）		○		○	○	○
	土壤改良		○				
	育成複層林作業路		○		○		○
衛生伐	不用木等の除去・処理	○					
	衛生伐作業路	○					
機能増進保育	抜き伐り等						○
	機能増進保育作業路						○
特定林地改良				○			
特定林地改良作業路				○			
付帯施設等整備	鳥獣害防止施設等整備		○	○	○		○
	林内作業場及び林内かん水施設整備				○		
	生育環境補完整備				○		

第2の5を4に改める。

4 里山エリア再生事業

第2の4の(1)のアを次のように改める。

ア 居住地周辺森林整備

居住地周辺の森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積・除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、は種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木のとうた並びに作業道等の開設及び改良とする。

第2の4の(1)のイを次のように改める。

イ 路側樹林帯整備

居住地周辺の森林内の道路の沿道における防災、景観等に配慮した森林の整備を目的として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、支障木の伐倒・搬出集積、巻枯らし、客土、整地、植付け、は種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木のとうた並びに作業道等の開設及び改良等とする。

第2の4の(1)のウを次のように改める。

ウ 林内歩道等整備

居住地周辺の森林の整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに長期間継続して使用される作業道（以下「居住地森林作業道」という。）の開設及び改良とする。

第2の6を5に改める。

5 その他

第2の6の(1)を次のように改める

(1) 1から4までの規定にかかわらず、第3に定める森林整備協定造林又は分取林造林として行う場合の補助対象齢級については、次のとおりとする。

第2の6の(1)のアを次のように改める。

ア 森林整備協定造林

区分		流域育成林 整備事業	特定森林造成 事業	被害地等森林整 備事業
育成 単層 林整 備	保育 (植栽型)	下刈		I～II
		雪起こし		I～V
		除・間伐		III～VII
		うち広葉樹	III～X II	III～X II
		枝打ち		III～VI
育成 複層 林整 備	保育 (植栽型)	除・間伐		III～VII
		抜き伐り (支障木)		IV～IX
		抜き伐り (あばれ木)		X～

注：空欄については、1から4までの規定による。

区分		流域育成林 整備事業	特定森林造成 事業
育成 単層 林整 備	保育 (植栽型)	下刈	I～VII
		雪起こし	I～VII
		除・間伐	III～VII
育成 複層 林整 備	保育 (植栽型)	下刈	I～VII
		雪起こし	I～VII
		除・間伐	III～VII

ただし、被害地等森林整備事業におけるVII齡級の除・間伐（広葉樹を除く。）にあっては、地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。

第2の6の(2)を次のように改める。

(2) 1から4までの事業内容における搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

第2の6の(3)を次のように改める。

(3) 1から4までについては、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないと認める造林を除く。

第2の6の(4)を次のように改める。

(4) 1から4までの事業内容における鳥獣害防止施設等整備については、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

第2の6の(5)を次のように改める。

(5) 1から4までの事業規模の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第2の6の(5)の次に(6)を次のように加える。

(6) 1から4までの事業内容における作業道等の開設については、森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず、一括して整備することができる。

第3の1を次のように改める。

1 流域育成林整備事業

第3の1の(2)を次のように改める。

(2) 保安林等造林

別表に定める保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）

第3の1の(3)を(4)に、(4)を(5)に、(5)を(6)に、(6)を(7)と改め、(2)の次に(3)を次のように加える。

(3) 分収造林

分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となって行うもの（公益的機能別施業森林区域外の区域内に存する森林に限る。）

第3の1の(6)を次のように改める。

(7) 普通造林

(1)から(6)まで以外のもの

第3の2を削る

第3の3を2に改める。

2 特定森林造成事業

第3の3の(1)を次のように改める。

(1) 造林未済地緊急造林

第2の3の(2)のイの(ウ)に定めるもの

第3の3の(2)のウを次のように改める。

ウ 分収林造林

1の(3)に準ずる。

第3の3の(2)の工を次のように改める。

工 森林整備協定造林

1の(5)に準ずる。

第3の4を3に改める。

3 被害地等森林整備事業

第3の4の(4)を次のように改める。

(4) 森林整備協定造林

1の(5)に準ずる。

第4を次のように改める。

第4 規則第7条第1項の造林事業のうち別に定めるものは、次に掲げる事業とする。

第2に規定する造林事業の一部として実施される作業道等の開設事業で、次に掲げる要件に該当するもの。

第4の1の(2)を次のように改める。

(2) 作業道等の構造・規格が、別に定める基準に基づくものであること。

第4の2を次のように改める。

2 規則第7条第1項の造林事業実施計画承認申請書の様式は、次のとおりとする。

造林作業道等開設事業実施計画承認申請書（様式第1号）

第7を第8に、第8を第10に改め、第6の次に次のように第7を加える。

(交付決定の条件)

第7 規則第11条第2項の規定により知事が付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第3条の規定により補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の施行地を当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に森林以外の用途に転用する場合（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権その他の権利の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）又は森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条に規定する森林保健施設（以下「森林保健施設」という。）の整備等当該補助事業の目的以外の目的のために伐採する場合において、規則第11条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該転用又は伐採に着手する1月前までに、知事にその旨を届け出るとともに、当該転用又は伐採に係る補助事業の施行地につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 補助事業で開設し、又は改良した育成单層林作業道、育成複層林作業道、機能増進保育作業道、森林空間作業道、糸の森作業道、衛生伐作業道、特定林地改良作業道、特定間伐作業道又は長期育成循環作業道（以下「育成单層林作業道等」という。）の全部又は一部について当該育成单層林作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林事業の計画期間内に転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為（以下「転用等」という。）をするときは、補助事業者は、当該転用等に着手する1月前までに、知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る育成单層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における長期育成循環施業協定（市町と森林法第2条第2項に規定する森林所有者との間で締結された森林の公益的機能の維持及び増進並びに資源の循環的な利用を推進するための施業に関する協定をいう。以下この号において同じ。）又は市町村森林整備事業計画（市町が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域として当該市町村森林整備事業計画に定める重点実施地域を指定するに当たり、当該重点実施地域に係る森林所有者が同意をしたもの）以下この号において同じ。の定めるところによる伐採を行った場合において、当該長期育成循環施業協定の定めるところによる植栽又は改良を行わないとき（当該長期育成循環施業協定の目的に照らして特に支障がないと知事が認めたときを除く。）及び立木の材積が当該長期育成循環施業協定又は市町村森林整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったときは、交付を受けた伐採に係る補助金相当額を返還すること。
- (4) 補助事業で開設した居住地森林作業道の全部又は一部について当該居住地森林作業道に係る造林事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に転用等をするときは、補助事業者は、当該転用等に着手する1月前までに、知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る居住地森林作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (5) 補助事業で設置した駐車場の全部又は一部について当該駐車場の整備に係る造林事業の完了した年度の翌年度から起算して8年以内に転用等をするときは、補助事業者は、当該転用等に着手する1月前までに、知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る駐車場につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (6) 森林空間総合整備事業及び糸の森整備事業において取得した土地及び立竹木については、取得した年度の翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、整備して保管しなければならないこと。
- (8) 市町村森林整備事業計画に基づいて造林事業を行った場合において、当該造林事業の完了後に当該市

町村森林整備事業計画の承認が取り消されたときは、当該取消しに係る造林事業につき交付を受けた補助金相当額から当該造林事業を被害地等森林整備事業として実施した場合に係る補助金相当額を減じて得た額を返還すること。

- (9) 作業道等の開設又は改良を行う造林事業において、当該造林事業に係る施行地の面積が第2の1の(4)、2の(4)、3の(4)又は4の(4)に規定する面積（以下この号において「補助事業規模」という。）に達しないとき（天災その他やむを得ない事由によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。ただし、第2の5の(6)の規定により作業道等を一括して開設した造林事業において、当該造林事業に係る施行地の面積が補助事業規模に達しない路線区間があるとき（天災その他やむを得ない事由によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に係る作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (10) 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。
- (11) 流域育成林整備事業において森林の造成を目的として伐採前特殊地こしらえを行った場合において、当該伐採前特殊地こしらえの完了した年度の翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、当該伐採前特殊地こしらえにつき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (12) 公的森林整備事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業において整理伐を行った場合において、当該整理伐が完了した年度の翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不要萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。）は、当該整理伐につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (13) 集約化推進計画（「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18整整第1250号林野庁長官通達）に基づき一定の地域内における複数の施行地を取りまとめて、計画的に集約的な造林事業の実施を推進するために県又は市町が作成する計画をいう。）に基づき補助事業者が作成した集約化施設計画（当該集約化推進計画に係る市町が承認したものに限る。以下この号において同じ。）により搬出を伴う間伐等を行った場合において、集約化推進計画に規定する目標に達しないとき又は集約化実施計画の承認が取り消されたときは、当該間伐等につき交付を受けた補助金相当額から集約化実施計画によらないものとして算出した補助金相当額を減じて得た額を返還すること。

- 2 公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のために補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用等する場合若しくは森林保健施設の整備等当該補助事業の目的以外の目的のために伐採する場合、育成単層林作業道等の全部若しくは一部について当該育成単層林作業道等に係る造林事業の計画期間内に転用等をする場合、居住地森林作業道等の全部若しくは一部について当該居住地森林作業道等に係る造林事業の完了した年度の翌年度から起算して5年以内に転用等をする場合又は補助事業で設置した駐車場の全部若しくは一部について当該駐車場の整備に係る造林事業の完了した年度の翌年度から起算して8年以内に転用等をする場合において、知事が適当と認めるときは、1の(1)、(2)、(4)又は(5)の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき知事に協議することができるものとする。

第7を次の第8に改め、第8を第10に改める。

第8 第7の1の(1)、(2)、(4)又は(5)の規定による届出は、林地転用行為届（様式第4号）により行われなければならない。

第8の次に第9を加える。

第9 第7の2の規定による協議は、施行地等の転用等に係る補助金等の返還免除の協議について（様式第5号）により行うものとする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号

造林作業道等開設事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

造林作業道等開設事業実施計画の認定を受けたいので造林事業補助金交付規則第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 造林作業道等開設事業実施計画書
 2 分収造林契約書（写し）当該次号が分収造林特別措置法
 (昭和33年法律第57号) 第1条に規定する分収造林契約による場合

- 3 協業規約当該事業を森林所有者が組織する協業体が行う場合 — 申請者は、協業体の代表者とする。

- 4 委託契約書（写し）当該事業を森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者が行う場合 — 申請者は、委託を受けた者とする。

別紙

作業道等計画書

育成単層林作業道計画書

育成複層林作業道計画書

機能増進保育作業道計画書

計画作成者

印

造林予定者

印

(注) 該当しない名称については消去する。

第1 造林予定地の概要

- 1 所在地
 2 造林予定地の現況

人 工 林			天 然 林			無 立 木 地 等			合 计		
面積	蓄 積			面積	蓄 積			面積	蓄 積		
	N	L	計		N	L	計		N	L	計
(ha)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(ha)	(m ³)	(m ³)	(m ³)	(ha)	(m ³)	(m ³)	(m ³)

3 森林所有者別面積

氏 名		造 林 予 定 地 面 積
		(ha)
計		

第2 事 業 の 概 要

1 全 体 計 画

年次	年度	区 分	面 積(ha)	作 業 道 等 開 設(m)	摘 要
1		育成単層林整備			
		育成複層林整備			
		機能増進保育			
2		育成単層林整備			
		育成複層林整備			
		機能増進保育			
3		育成単層林整備			
		育成複層林整備			

		機能増進保育			
4		育成単層林整備			
		育成複層林整備			
		機能増進保育			
5		育成単層林整備			
		育成複層林整備			
		機能増進保育			
合 計		育成単層林整備			
		育成複層林整備			
		機能増進保育			

(注)1 育成単層林整備の場合には、人工造林、除・間伐、指定被害造林(倒木起こしを含む)の区別も記入する。

2 倒木起こしの場合は、造林面積欄に()で外書きする。

2 造林計画 略

3 作 業 道 等 計 画

年次	年度	路線番号	路 幅 (m)	延 長 (m)	1m当たり 単価 (円)	見 込 経 費 (千円)	摘 要
1							
		小 計					
2							
		小 計					
3							
		小 計					
4							
		小 計					
5							
		小 計					
小 計							

(注)1 計画路線のうち補助対象としないものは、()で外書きする。

2 摘要欄には、作業道等の区分を記入する。

第3 その他(知事が必要と認める事項)

第4 付 図

1 位置図

地形図(5万分の1)に次の事項を記載する。

- ア) 造林予定地
 ブ) 既設自動車道及び造林作業道等
 2 計画図
 森林施業図(5千分の1)の写しに次の事項を記載する。
 ア) 最寄りの既設自動車道並びにそれに関連する既設車道及び歩道
 ブ) 年次別造林区域(面積を併記する。)
 ジ) 年次別、種類別、造林作業道等(路線番号、延長、幅員、仮橋位置等を併記する。)
 イ) 保護樹帯、更新困難地及び周囲の林況。

様式第3号を次のとおり改める。

様式第3号

造林事業補助金交付申請書

兵庫県知事 様

年 月 日

申請者 住所 _____
 氏名 _____ 印

下記のとおり造林事業を完了しましたので、補助金を交付されるよう造林事業補助金交付規則(昭和48年兵庫県規則第82号)第10条の規定により申請します。

記

1 事業内容

造林事業の種類															
番号	造林者	造林地	林班小班	事業の区分等			樹種	面積	植栽本数	施肥の有無	受託の有無	補助の区分	保有面積	造林者住所	備考
				区分	種類	細目									

- (注) (1) 造林事業の種類は、造林事業補助金交付要綱第2の事業名を記載すること。
 (2) 番号は、造林者(所有者)及び施行地毎に一連番号を記載すること。
 (3) 造林者は、申請者に委託した場合は、所有者名を記載すること。
 (4) 林班小班は、造林地の地域森林計画図における林班小班を記載すること。
 (5) 事業の区分等のうち
 ア) 区分は、「育成単層林整備」「育成複層林整備」「機能増進保育」「特定間伐」「長期育成循環整備」等の別を記載すること。
 イ) 種類は、「整理伐」「人工造林」「単層林改良」「保育(植栽型)」「保育(天然更新型)」「育成単層林作業道」「受光伐」「樹下植栽」「複層林改良」「育成複層林作業道」「誘導伐」等の別を記載すること。
 ウ) 細目は、「人工造林伐跡地」「指定被害」「その他被害」「喬矮転」「原野・その他」「水田」「特殊林地改良事業の種類」「下刈」「雪起こし」「除間伐」「枝打」等の別を記載すること。
 (6) 補助の区分は、要綱第4の区分名を記載すること。
 (7) 造林作業道等について記載する場合には、作業の種類の欄にその種類を、面積の欄にその延長を、それぞれ記入すること。
 (8) 特殊地ごしらえの数量は、面積の欄に()で記入すること。
 (9) 造林面積及び造林作業道等の延長は、実測で記入すること。
 (10) 保有面積は、経営している森林面積を記入すること。
 (11) 階段造林の場合は、備考の欄に幅員及び延長を記入すること。
 (12) 保育事業の場合は、備考の欄に植栽年度を記入すること。
 (13) 申請者と造林者が同一人の場合には、造林者の欄の記入は要しないものとする。
 (14) 備考の欄に完了年月日を記入する。ただし、造林事業補助金交付規則第10条第2の規定によるものは、記入を要しない。

2 施業図(様式別紙1)

3 造林作業道等工事明細書(様式別紙2)

4 委任状(造林事業補助金交付規則第10条第3項に規定する場合)

5 協業規約(当該事業を森林所有者が組織する協業体が行う場合)

6 委託契約書(写) (当該事業を森林所有者から森林の施業もしくは経営の委託を受けたものが行う場合)

様式第3号の別紙2を次のように改める。

(別紙2)

年 度 造 林 作 業 道 等 工 事 明 細 表

施 行 地
幅 員 Ⅲ 延 長 Ⅲ
申請者 住 所 _____
氏 名 _____

第1 工事明細表

工種		数量		工種		数量	
伐 開		Ⅱ ²					
切 土 排 土	土石類		Ⅲ ³				
	岩石類		Ⅲ ³				
盛 土	土石類		Ⅲ ³				
	岩石類		Ⅲ ³				
排 水 施 設	ヒューム管径 (^{mm})	箇所	本				
	ヒューム管径 (^{mm})	箇所	本				
	ヒューム管径 (^{mm})	箇所	本				
横断排水溝		箇所					

第2 切取盛土数量計算表

測点	距離	切 取					盛 土		
		断面積 Ⅲ ²	平 断 面 Ⅲ ²	均 面 Ⅲ ²	切 取 数 Ⅲ ³	土石類 Ⅲ ³	岩石類 Ⅲ ³	断面積 Ⅲ ²	平 断 面 Ⅲ ²

第3 各種工種数量計算表 (様式は、任意とする。)

第4 附図

1 平 面 図

縮尺 $\frac{1}{1,000}$ 程度のものに測定及び主な工作物の位置を記したもの

2 横断面図

縮尺 $\frac{1}{100}$ で測点ごとに作成する。

第5 工事写真帳

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

林 地 転 用 行 為 届

年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

届出者 住所 _____

氏名 _____

林地の転用を行いたいので、造林事業補助金交付要綱第7の1の規定により届出します。

記

- 1 行為の所在地 市(町) 大字 字 番地
 2 行為の内容(目的、理由、方法)
 3 行為の面積等

造林実施 年 度	造林面積		左の内転用 予定面積	補助金受領 額	補助金受領 年月日	摘要 要
	ha	ha				
				円		

- 4 行為予定年月日 着 手: 年 月 日
 完了: 年 月 日

5 位置図及びその他必要事項

様式第4の次に様式第5を次のように加える。

様式第5号

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

氏名 印

施行地等の転用等に係る補助金の返還免除の協議について

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった造林事業により実施した施行地等の転用等について、造林補助金交付要綱第7の2の規定に基づき、返還免除について協議します。

記

- 1 転用等の理由
 2 転用等までの経緯
 3 転用等区域に相当する補助金免除額計算書(国費、県費)
 4 転用等計画等(計画書、転用等区域図、写真等)
 5 交付決定通知書(写)
 6 その他(土地収用法第20条に係る認定書写等)

※適宜、不用な字句は削除すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年11月20日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の要綱の規定は、平成19年度の造林事業に係る補助金から適用する。